平成２２年（フ）第２０９３号
京都市中京区壬生相合町32番地　マンション大宮207号
債務者　とり料理おばんざいあきこと　野澤昭子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９７号
京都市伏見区墨染町726番地　プラス・ド・ソレイユ２Ｂ
債務者　杉本　淑子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３０号
京都市伏見区中島外山町10番地
債務者　水津　雅彦
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４５号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台２―301号
債務者　内野　順子（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
広島県呉市押込４丁目19番６号
債務者　井田　　力
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２０号
広島県呉市押込４丁目19番６号
債務者　井田　琴美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２２号
広島県呉市安浦町中央７丁目２番24号
債務者　神田　泰輔
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０８号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目40―１　エクセレント102号室、住民票上の住所秋田県大仙市横堀字上村110番地２
債務者　石田　隆美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３４８２号
神奈川県藤沢市大庭5220番地の26　サニーセゾン102号
債務者　大迫　賢二
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４８３号
神奈川県藤沢市大庭5220番地の26　サニーセゾン102号
債務者　大迫　順子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１３号
愛知県安城市小川町北加美25番地16
債務者　太田　　清
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
愛知県知立市南新地１丁目11番地２　リバティ長篠203号
債務者　伊藤　正通
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目48番12号　第２中村荘201号
債務者　大川　晴司
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６８６号
神奈川県座間市さがみ野２丁目２番９号
債務者　増田　光男
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７１８号
東京都八王子市打越町1159番地１八王子北野台パーク・ホームズ203号
債務者　小林　眞琴
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部